破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目17番７号
債務者　清水　正一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市東中野1458番地４
債務者　大城　義之
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
埼玉県春日部市東中野1458番地４
債務者　大城　高子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１２９号
北海道石狩市樽川７条２丁目130番地
債務者　木村　真哉
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５０号
京都市山科区音羽草田町27番地６
債務者　太田　稔人
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　繁一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３４号
愛知県北名古屋市久地野幟立149番地
債務者　エステーヌこと　鷲野　紀子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６９号
岐阜県多治見市松坂町２丁目11番地の45
債務者　白岩愼一郎
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８号
三重県桑名市三之丸47番地２、前住所三重県桑名市外堀24番地３
債務者　冨田　　径
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目41―３、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄西町２丁目11番２号
債務者　鬼塚久美子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
埼玉県草加市氷川町1480番地１　野嶋アパート201号
債務者　松浦小百合
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３４号
埼玉県蓮田市大字閏戸4117番地62
債務者　齊藤　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿引　剛一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６２号
埼玉県川口市朝日５丁目５番15号
債務者　城定　晴俊
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
さいたま市見沼区大字御蔵579番地２
債務者　岩竹　淳一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
京都市中京区西ノ京円町11番地２
債務者　内田　　滋
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加古　尊温
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町2045番地２
債務者　福原　正幸
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８２号
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼736番地36
債務者　矢吹　敏治
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５５号
三重県四日市市生桑町525―25、住民票上の住所三重県津市雲出伊倉津町525番地２
債務者　川北　　智
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
富山市大山北新町796番地６
債務者　岩田セヱ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　光信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
富山地方裁判所民事部